横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則等の一部改正に関する意見公募ついて

横浜市では、横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（以下「条例」という。）及び横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）において、集客施設及び共同住宅等における自転車駐車場等の設置及び管理に関する基準を定めていますが、対象施設の一部について大量の駐車需要を生じさせないと認められるため、適用除外施設の規定を見直します。また、運用の円滑化を図るため、実状の合わせた基準の明確化や文言の整理等に伴う所要の改正を行います。

なお、規則改正にあわせて、条例及び規則の考え方を示した自転車駐車場の附置等に関する手引も同時に改正します。

つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1　主な改正概要

⑴　適用除外施設の見直し

専ら結婚式場、葬儀場及びMICE施設の会場に使用される集会場については、自転車等の大量の駐車需要を生じさせない施設であると認められるため、適用除外施設（規則第12条）に規定します。

現行	改正後
(1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売店舗	(1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売店舗
(2) 主として酒類を提供する飲食店	(2) 主として酒類を提供する飲食店
(3) ガソリンスタンドその他これに類する施設	(3) ガソリンスタンドその他これに類する施設
(4) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設	(4) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設
(5) 道路法施行令第7条第13号又は高速自動車国道法第11条第2号に規定する施設	(5) 道路法施行令第7条第13号又は高速自動車国道法第11条第2号に規定する施設
(6) 主たる用途が動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設であって、附置義務規定の適用を受けないものの敷地の内部に設置された条例別表第1(あ)欄に掲げる用途に供する施設	(6) 動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設**内に設置された当該施設利用者が主に利用する**条例別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設
(7) 自転車の利用が見込まれない高齢者を主な居住者とする共同住宅又は寄宿舎で市長が定めるもの	**(7) 専ら結婚式における挙式又は披露宴等の会場に使用される集会場その他これに類する施設**
(8) 仮設建築物	**(8) 専ら葬儀における通夜、告別式等の会場に使用される集会場その他これに類する施設**
(9) その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設	**(9) 専ら企業、国際機関・団体若しくは学会等が行う会議又は企業向けの展示会、見本市若しくはイベント等の会場に使用される集会場その他これに類する施設**
	(10) 自転車の利用が見込まれない高齢者を主な居住者とする共同住宅又は寄宿舎で市長が定めるもの
	(11) 仮設建築物
	(12) その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設

⑵　自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準の明確化

自転車駐車場を整備する際の構造及び設備に関する技術的基準（規則第４条）について、運用の円滑化のために基準の明確化や文言の整理を行います。主な改正概要は次のとおりです。

① 駐車区画の構造及び設備

駐車区画は、極端な勾配のない平坦な場所に設け、自転車の出入りに支障がない構造とし、場内通路は、駐車区画の後方に設ける旨を追記します。

② 通路の構造及び設備

敷地内に設ける場外通路について、建築基準法第86条第１項に規定する一団地認定を受けた建築物については、これらの建築物は同一敷地内とみなす規定を追記します。

また、場内通路及び場外通路は、段を設けないなど通行上支障がない構造とし、場外通路の経路内に昇降機及び斜路付階段を設ける場合の規定を追記します。

2　施行日

令和７年８月２５日（予定）

3　意見公募要領

■意見公募期間

令和７年５月２８日（水）～令和７年６月２６日（木）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

■御意見の提出方法

別添の意見投稿用紙に御記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。
なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【電子メールの場合】
電子メールアドレス：do-huchi@city.yokohama.lg.jp
横浜市道路局道路政策推進課　附置担当　宛
※件名を「附置条例規則の一部改正に対する意見」としてください。

【郵送の場合】
〒231－0005　横浜市中区本町6－50－10　22階
横浜市道路局道路政策推進課　附置担当　宛
※ 締切日の消印まで有効、送料は御負担ください。

【ＦＡＸの場合】
ＦＡＸ番号：045－550－4892

4　注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡･確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
(4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

【問い合わせ】
横浜市 道路局 道路政策推進課　附置担当
TEL：045－671－3644　E-mail：do-huchi@city.yokohama.lg.jp